新居浜市自転車活用推進計画 (自転車ネットワーク計画)



令和2年3月 新居浜市

目 次

1	計画に	こ関する基本事項1	Ĺ
	(1)	計画の趣旨(背景と目的)1	
	(2)	計画の位置づけ1	
	(3)	計画の期間2	
	(4)	計画の区域	
_	-l-4 1		
2	新居法	兵市における現状と課題 2	
		自転車利用の状況2	
	(2)	自転車事故発生状況3	į
		自転車交通ルール、マナー4	
3	計画の	7基本方針 4	
3	司四四	クを平刀剪 4	
4	基本正	改策と取組方針	
	$\overline{(1)}$	- 1000 - 1000	
	(2)	自転車走行空間の整備6	
	(3)		
	(4)		
	(4)	日料半女王削用の百及・台北	Т

1 計画に関する基本事項

(1)計画の趣旨(背景と目的)

本市は昭和40年頃には「自転車のまち」として全国に紹介されるほど自 転車の利用が盛んなまちであり、その後のモータリゼーションの進展により、 主な移動手段は自転車から自動車へと変化しましたが、近年は、環境意識の 高まりや健康志向の向上により、改めて自転車の活用が見直されています。 このような中、国は交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、 交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の 増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」を平成29年5月1 日に施行しました。同法第10条及び11条では、都道府県・市町村は、国の推 進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定

新居浜市では、平成28年に自転車利用者にとって安全で快適、かつ、連続 して走行できる利用空間を整備するための計画である「新居浜市自転車ネッ トワーク整備基本計画」を策定しておりますが、さらなる自転車の利用環境 整備に向け、本市の役割を明確にし、総合的な施策の展開を図るため、新居 浜市自転車活用推進計画を策定するものです。

めた自転車活用推進計画の策定に努めなければならない旨が記されています。

(2)計画の位置づけ

本計画は本市の上位計画を踏まえ、自転車の活用を推進していくための実 車活用推進計画 | にあたる計画です。

行計画であり、「自転車活用推進法」第11条1項に記載のある「市町村自転

【上位計画】

新居浜市長期総合計画



自転車活用推進法 (平成29年5月)

安全で快適な 自転車利用環境 創出ガイドライン (国土交通省・警察庁)

新居浜市 自転車活用推進計画

新居浜市自転車 ネットワーク計画

【関連計画】

- 新居浜市都市計画 マスタープラン
- 新居浜市立地適正化計画
- 新居浜市観光振興計画

- 1 -

(3)計画の期間

本計画の期間は、2020年度(令和2年度)から2029年度(令和11年度)までのおおむね10年間とします。

ただし、次期総合計画や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の 見直しを行います。

(4) 計画の区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

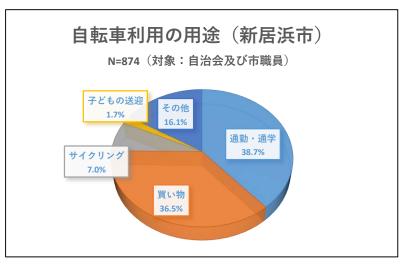
2 新居浜市における現状と課題

(1) 自転車利用の状況

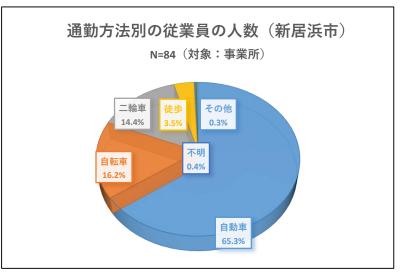
新居浜市における自転車 利用の用途としては、全体 では「通勤・通学」、「買 い物」の順に多くなってい るが、ほぼ同割合であり、 2つの用途で全体の4分の 3を占めております。

また、事業所における従業員の通勤方法としては、「自動車」、「自転車」の順に多く、自転車通勤の割合は16.2%という割合となっております。

このことから、通勤目的での自転車利用はある程度あるものの、通勤手段における自転車選択率はまだ低いことがうかがえ、だ低いことがうかがえいて、新便性の向上を図る必要があります。



【出典】自転車のまちの復活をめざして 検討結果報告書(H26.6)



【出典】提言書~自転車のまちづくりを目指して~(H30.4)

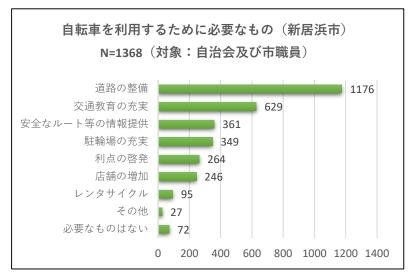
自転車を利用するために必要なものとしては、全ての用途をとおして「道路の整備」が最も多く、次いで「交通教育の充実」、「安全なルート等の情報提供」の順となっております。

このことから、自転車利用 者のための走行空間という ハード面の環境整備だけでな く、自転車を安全に利用でき るようなまちづくりが求めら れています。

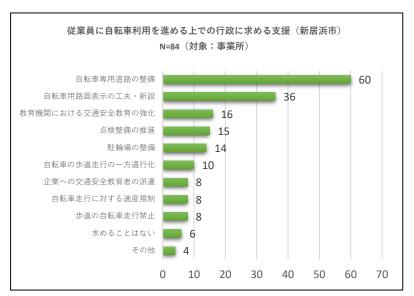
(2) 自転車事故発生状況

新居浜市内における全交通 事故に対する自転車関連事故 の割合は約2割であまり変動 なく推移している状況です。

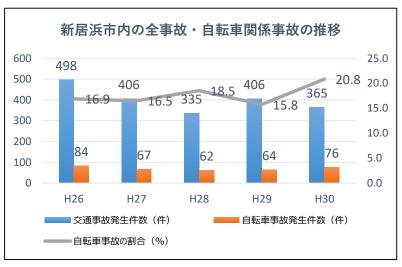
安全かつ快適な自転車走行 空間の整備が必要とされてい ることが分かります。



【出典】自転車のまちの復活をめざして 検討結果報告書(H26.6)



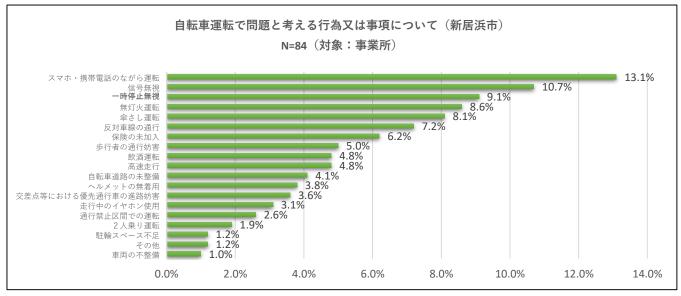
【出典】提言書~自転車のまちづくりを目指して~(H30.4)



【出典】新居浜市統計書 令和元年(平成31年)版

(3) 自転車交通ルール・マナー

交通ルールや標識(法規)の認知度は高いものの、危険行為等自転車交通 ルールやマナーの改善に対し、市民や事業所から高い要望があります。



【出典】提言書~自転車のまちづくりを目指して~(H30.4)

3 計画の基本方針

①自転車ネットワークの形成

安全で快適な自転車走行空間を効果的、効率的に整備します。

- ②自転車走行空間の整備
 - ・既存の道路空間を利用して自転車走行空間を確保することを基本とし、 連続した自転車走行空間の整備を図ります。
 - ・自転車通行帯のカラー化や路面表示による通行位置の明示を行います。
 - ・既存の自転車歩行者専用道路を活用しネットワーク形成を図ります。

ハード 対策

③自転車利用の普及・拡大

「自転車のまち」復活を目指し、生活における様々な場面での自転車の利用 促進を図るとともに、自転車の楽しさや便利さを伝えるため、レンタサイクル 事業やサイクリングイベントなどを実施します。

④自転車安全利用の普及・啓発

誰もが自転車を安全に利用できることを目指し、シェア・ザ・ロードの 浸透や自転車損害保険等の加入促進、ヘルメット着用の推進を図るとともに、 自転車教室及び自転車乗車訓練を実施します。 イ ソフト 対策

歩行者と自転車の安全性・快適性を確保し、連続性の確保による自転車利用 の利便性の向上を目指します。

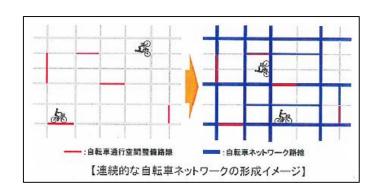
4 基本政策と取組方針

(1) 自転車ネットワークの形成

①自転車ネットワーク計画

断片的な自転車走行空間整備では、安全で快適な自転車走行空間とそうでない空間が混在することになり、整備効果が限られたものになります。

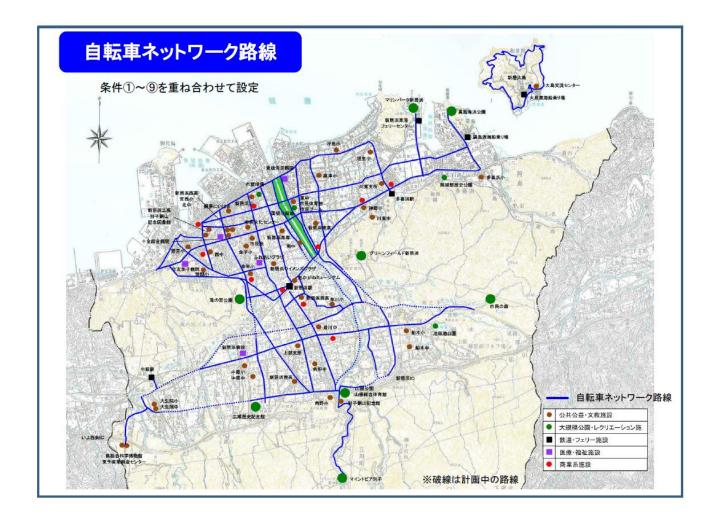
そのため、自転車ネットワーク計画策定により、安全で快適な自転車走行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示すことが可能となります。



②自転車ネットワーク路線

自転車利用の安全・快適な空間とネットワーク形成を図るためいくつかの条件を重ね合わせて設定します。条件は以下のとおりとなります。

 視点	条件	基準
安全確保	①自転車利用の多い路線	「自転車通行量」500台/日以上
	②自転車事故の可能性の高い路線	「自転車交通事故密度」1.0件/km以上
	③利用が見込まれる新たな整備道路	国道、県道、市道の整備計画路線
利用促進	④広域自転車ネットワーク路線	愛媛マルゴト自転車道計画指定路線
	⑤市内自転車走行空間	既存の自転車歩行者道
	⑥隣接都市との接続・連携路線	総合計画での将来都市構造形成に寄与する路線
連続性・	⑦主要施設アクセス路線	主要施設へのアクセス路線
快適性	⑧産業遺産をめぐる路線	産業遺産(群)へのアクセス路線
	⑨その他接続性を有する路線	その他自転車利用の連続性や快適性の向上に 寄与する路線

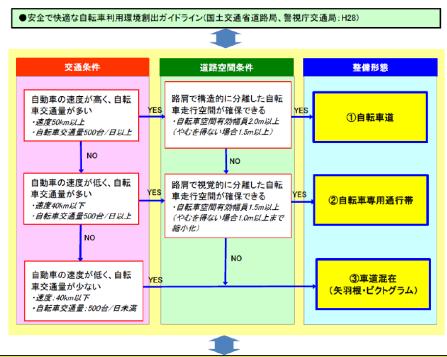


(2) 自転車走行空間の整備

①整備形態の考え方

- ・自転車は「車両」であるという大原則に基づき、「車道を通行する 自転車」の安全性の向上の観点から、自動車の速度や交通量を踏ま え、自転車と自動車を分離する必要性について検討します。
- ・整備形態の選定は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(国・警察H28) に準拠し、まず、交通条件として、自動車の規制速度及び自転車交通量により、次に、道路空間条件として、路肩での自転車の走行空間の確保の可能性により、①「自転車道」、②「自転車専用通行帯」、③「車道混在」の3区分を選定します。

②整備形態の選定フロー



《自転車交通社会実験結果》

- 〇通勤·通学の自転車利用が多い路線では、自転車レーンの設置に関わらず、歩道内通行が多くみられる。
- ○大型車を含めた自動車交通量が多い区間では、利用者意向として、車道(路肩)の「左側走行に対し危険を感じる」声が多い。
- 〇自転車レーンの設置を評価するも、より安全な走行に対し、空間の有効幅員のさらなる拡大や自転車道の整備を求める声が多い。

③整備形態のイメージ







(資料:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン)





④整備事業の展望

短期

(~令和2年度) ※目安時期

- ・将来の都市構造である集約型都市構造に対応し、行政機能や交通結節機能が集中する中心部の都市活動や通勤通学行動を支援する自転車ネットワークの整備 を推進します。
- ・本市の特性である産業遺産をめぐる自転車ネットワークの整備を図り、来訪者 を含めた観光レクリエーションでの自転車利用や市民の自転車利用の促進への 対応を推進します。

中長期

(令和3年度~) ※目安時期

- ・整備路線を自転車利用ネットワーク全体に拡張し、地域間や拠点施設のアク セス路線を整備することで、自転車交通の回遊性、利便性の向上を促進します。
- ・自転車走行空間のきめの細かい整備により、自転車ネットワークの質の向上 と自転車利用のさらなる促進をします。



(3) 自転車利用の普及・拡大



①日常生活での自転車利用の普及・拡大

日常生活において幅広い層の方が自転車を活用でき、通勤・通学・買い物時の利用や健康づくりにつながる取組みを推進します。その一環として、電動アシスト自転車の購入費用の一部補助を実施するなど、自動車やバイクから自転車への乗り換えを促進します。

②レンタサイクル事業の実施

新居浜駅前駐輪場及びマイントピア別子において指定管理者が自主事業として実施しているレンタサイクル事業について、継続的な実施を図ることで、さらなる利用率の向上を推進します。

③サイクリングイベントの実施及び周遊コース等の活用

愛媛県において設定した愛媛サイクリングの日(11月の第2日曜日) にあわせ、新居浜市内においてもサイクリングイベントを実施し、自 転車利用の普及・啓発を図ります。

また、愛媛マルゴト自転車道に指定されている広域サイクリングコース1路線、市内サイクリングコース2路線や市内サイクリングコース4路線を活用した取組みも推進します。







(資料:愛媛県「愛媛マルゴト自転車道」)







(資料:新居浜市「NIIHAMAまちなかサイクリングMAP」)

(4) 自転車安全利用の普及・啓発

①シェア・ザ・ロードの浸透

自転車とクルマの運転者双方に互いに思いやりを持って車道を共有する意識を促す取組である「シェア・ザ・ロード」の精神をさらに浸透させるとともに、ルールの遵守とマナーの向上により、自転車が関係する事故のない社会を目指します。



②自転車教室及び自転車乗車訓練の実施・ヘルメット着用の推進

各世代を対象とした自転車教室及び自転車乗車訓練などを実施します。 また、事故が発生した際の被害を軽減させるため、ヘルメット着用も 推進します。

③街頭指導の実施及び交通茶屋※1や人の輪※2等の開催

通学・通勤、帰宅時等の街頭指導により、交通安全を推進します。 また、プラカードの掲示やチラシの配布により、交通ルールの遵守を 呼びかけます。

- (※1) 交通茶屋・・・保育園等の要請を受け園児等の安全確保に努めながら交通安全啓発を行うこと。
- (※2)人の輪・・・交通安全運動期間中等に、プラカードや幟旗を持って交通安全啓発を行うこと。

④自転車の点検整備と保険加入の促進

「TSマーク」の普及促進や損害の補償に対応した自転車損害保険等への加入を促進するなど、自転車の安全利用の普及・啓発を図ります。

